主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、原審の認定に即せず、もしくは原審で主張判断のない事項によつて原判 決を非難するもので採るを得ない(上告人は原審において、単に保証人たることを 理由として催告、検索の抗弁権を行使したものであり、商法五一一条二項の規定を 排除する特約をした事実は主張していないこと明らかである)。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	\J\	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
克		田	池	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官